

平成 30 年度
中小企業における
危機管理対策促進事業

(BCP 実践促進助成金)

追加募集要項

平成 30 年 11 月

VER. 1.0



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

「BCP (business continuity plan)」とは、自然災害などの不測の事態に備えて、企業にとって中核となる事業の継続のために平常時から行うべき行動や緊急時における事業継続の方法・手段等を取り決めておく事業継続計画をいいます。

目 次

1 助成金の交付の目的	1
2 事業内容	1
3 助成対象事業者	1
4 公社の指定するBCPについて	3
5 助成対象外となる事業者	4
6 助成対象事業	4
7 助成金の額	6
8 助成事業の流れ	6
9 助成対象経費	7
10 助成対象外経費	7
11 申請書類	8
12 申請	10
13 申請にあたっての注意事項	11
14 審査	11
15 交付決定	12
16 その他	12
17 よくある質問	13
業種の分類について	14

1 助成金の交付の目的

この助成金は、中小企業者等が、自然災害等の不測の事態が生じた場合に備え、事業継続のための危機管理対策を講じることが重要であることに鑑み、中小企業者等が行う事業継続のための取組を支援し、もって、東京都内の中小企業の振興に資することを目的としています。

2 事業内容

中小企業者等が、策定されたBCPを実践するための設備等の導入に要する経費の一部を助成します。

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 助成対象期間 | 交付決定日～平成31年6月30日（日） |
| (2) 助成限度額 | 1,500万円（下限30万円） |
| (3) 助成率 | 助成対象経費の1/2以内 |

3 助成対象事業者

この助成金の助成対象事業者は、以下の要件を全て満たす者としします。

- (1) 中小企業者^{※1}又は中小企業団体^{※2}のうち、法人にあっては東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する法人、個人にあっては東京都内で開業届又は青色申告をしている者
- (2) 東京都内で申請時まで1年以上事業を継続している者^{※3}
- (3) 過去にこの助成金の交付を受けていない者
- (4) 公社の指定するBCPを作成し実践する者（P3「4 公社の指定するBCPについて」を参照）

※1「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、次に掲げる「大企業が実質的に経営に参画していない者」をいいます。

- ① 発行済株式総数又は出資価額の総額2分の1以上を同一の大企業が所有または出資していないこと。
- ② 発行済株式総数又は出資価額の総額3分の2以上を大企業が所有または出資していないこと。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有していないこと。
- ④ 上記①から③に該当しない場合でも、実質的に大企業が経営に参画・支配し

ていないこと。

※²「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 158 号）第 3 条に基づく法人等のうち、事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合で、3 者以上の組合員を有し、その組合員が一つの敷地内又は建物内において業務を行っている団体をいう。

※³「事業を継続している者」とは、単に登記や建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

※中小企業基本法の業種分類定義の資本金の額・従業員の数は概ね下記のとおりですが、一部例外がありますので、P 14 の「業種の分類について」でご確認下さい。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・建設業・運輸業等	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

業種に関しては、複数の経済活動を行っている場合、主要な活動（利益や売上高などの最も大きいもの）に該当するものをいいます。

4 公社の指定するBCPについて

この助成金において、助成対象事業の前提となるBCPは、以下のいずれかの要件を満たすBCPとします。以下のいずれにも該当しないBCPにもとづく助成事業は助成の対象となりません。

- (1) 平成28年度以前の東京都又は公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が実施するBCP策定支援事業等の活用により策定したBCP
- (2) 平成29年度以降の公社が実施するBCP策定支援事業のうち、「BCP策定講座」（通称：ステージ1 無料）を受講し、その受講内容を踏まえたBCP※

※「その受講内容を踏まえたBCP」とは

- ①経営者が自ら参画して策定したBCPであること
- ②以下の項目がBCPに記載されていること
 - ・ 基本方針
想定されるリスク
 - ・ 緊急時の対応
安否確認
避難場所
取引先等の連絡
 - ・ 役割分担
対策本部設置と役割
設置の基準
地域との連携
 - ・ 事業継続計画
事業のリスク分析
復旧計画
 - ・ BCP発動等の条件
発動
解除
 - ・ 訓練
 - ・ BCPの実践に必要な物資
必要な物資に関しては、個数、必要理由の記載必須
 - ・ 緊急対応のフローチャート
- ③必要書類の「⑮受講報告書」（P9参照）を提出できること

5 助成対象外となる事業者

以下のいずれかに該当する場合は助成の対象外となります。

- (1) 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っている者
- (4) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等から助成を受けた者で、「状況報告書」等が未提出である者
- (5) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等から助成事業の交付決定の取消し等を受けた者、又は法令違反等不正の事故を起した者
- (6) 民事再生法、会社再生法、破産法に基づく申立手続中（再生計画等認可後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- (7) 会社法第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
- (8) 自己又は自社の役員等が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 54 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者
- (9) 風俗関連業、金融業、貸金業、農林水産業、社会福祉事業^{*}及び医療業を営んでいる者
- (10) 特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治・経済団体
- (11) 東京都及び公社が公的資金の助成先として社会通念上適性を欠くと判断する者
- (12) 公社の指定する B C P を提出しない者

6 助成対象事業

助成金の交付の対象となる事業は、助成対象事業者が、策定した B C P を実践するために必要となる次に例示する事業とします。

ただし、通常の業務でも使用できる設備等の購入は対象外です。

- (1) 自家発電装置、蓄電池等の設置
- (2) 災害発生時に従業員等の安否確認を行うためのシステムの導入
- (3) データバックアップ用サーバー、データバックアップシステムの導入
- (4) 飛散防止フィルム、転倒防止装置等の設置
- (5) 従業員用の備蓄品（水・食料等）、簡易トイレ、毛布、浄水器等の購入
- (6) 水害対策用の土嚢、止水板の購入、設置

- (7) 耐震診断…自社所有の建物耐震診断に係る直接の費用のみが対象です。補強設計、改修の費用は対象外です。(別紙「耐震診断について」参照)

東京都内に本店を有する場合は、都外実施を認めます。ただし、都外実施には以下の条件があります。

- (1) 対象となる事業所等の地域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県に限ります。
- (2) 完了検査の際、備蓄品等移動できるものは都内事業所に集めていただく場合があります。(検査終了後に設置事業所に配置してください)

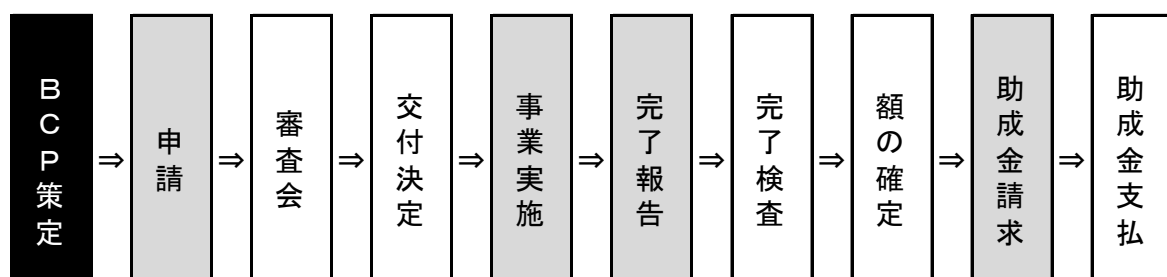
7 助成金の額

助成金は、次に掲げる額を、予算の範囲内で交付します。

なお、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

- 助成率 助成対象経費の1／2以内
- 助成限度額 1,500万円（30万円を下限とします。）

8 助成事業の流れ



※ 色付きの部分は申請者が行う手続きになります。

※ 申請にあたっては、策定されたBCPは「4 公社の指定するBCPについて」の基準を満たしている必要があります。

※ 申請後、必要に応じ現地調査を行う場合があります。

※ 助成事業完了後5年間、設備の稼働状況等について報告義務があります。

※ 日程は以下の通りです

申請締切日	平成31年1月25日（金）
交付決定日（予定）	平成31年3月1日（金）
助成対象期間	交付決定日～平成31年6月30日（日）
完了報告期限	平成31年7月16日（火）

9 助成対象経費

助成対象事業に係る「設備等の購入および設置工事等の費用」、「建物の耐震診断に要する費用」を助成対象経費とします。

「設置工事等の費用」とは、材料費、消耗品、雑費、直接仮設費、労務費、総合試験調整費、立会検査費、設備搬入費等、助成対象事業に直接必要な経費をいいます。

なお、労務費単価については、東京都が定める当該年度の「公共工事設計労務単価」を上限とします。

「建物の耐震診断に要する費用」については、別紙「耐震診断について」をご覧ください。

助成対象経費に係る見積書（写し）に併せて経費内訳（単価、規模等）がわかる明細書等を提出してください。

10 助成対象外経費

- (1) 建物の補修工事に係る経費
- (2) 保険料
- (3) 人件費（例：工事立ち合いに係る申請企業の社員の休日手当等）
- (4) 維持管理費
- (5) 運営、業務等委託費（例：安否確認システムで毎月発生する使用料等）
- (6) 設計費
- (7) 消費税その他の租税公課、共通仮設費、一般管理費、諸経費、通信費、光熱水費、旅費・交通費、消防等官公庁・電力会社への申請費、道路占有許可申請費、安全対策費、清掃費、収入印紙代、振込手数料等の事務費
- (8) 既存設備等の撤去・処分のための工事に要した撤去費、移設費、処分費
- (9) 消耗品、汎用性の高い備品・機器に係る経費
- (10) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (11) 過剰とみなされる設備を設置する経費
- (12) 中古品の購入に係る経費
- (13) リースによる設置や割賦販売で購入する設備に係る経費
- (14) 親会社、子会社、団体企業等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引により発生する経費
- (15) 自社製品または自社で取り扱う製品を設置する経費
- (16) 付帯設備単体のみの購入に係る経費
- (17) 助成金の交付決定日以前に契約・発注・設置された設備に係る経費
- (18) 通常の業務にも使用できる設備等の購入に係る経費（例：携帯電話、パソコン等）
- (19) その他、理事長が適切ではないと判断する経費

11 申請書類

助成金の交付申請を行う助成対象事業者は、申請書（公社様式第1号）正副各一通及び次表に記載した書類を提出してください。

書 類	備 考
① 申請前確認リスト	※ 様式1
② 申請提出書類チェックリスト	※ 様式2
③ 助成対象事業に係る見積書（写し）	※ 同じ仕様による2社以上からの見積書を提出すること。 単価、規模等の積算根拠がわかるもの ※ 申請日に有効期間内であること
④ 設計図書類（写し）	※ 工事が発生しない場合は不要
⑤ 工程表（写し）	※ 工事が発生しない場合は不要 ※ 日毎の必要人工数を記入
⑥ 建物の所有者の承諾書	※ 自社所有でない建物で設備工事を行う場合必要。
⑦ 設置場所の確認できる書類	※ 設計図、平面図等
⑧ 助成対象設備等の仕様がわかる書類	※ カタログ、商品案内等
⑨ 営業に必要な許認可書（写し）	※ 工場設置認可等の他、事業の運営に必要なものはすべて。複数の事業を行っている場合は主要な事業だけでなく他の事業で必要なものも含む。
⑩ 履歴事項全部証明書（原本）	※ 発行後3か月以内のもの ※ 個人の場合は開業届出の写し ※ 中小企業団体は定款及び組合員名簿 ※ 法人格取得見込みの団体は、全組合員の書類
⑪ 法人事業税及び法人都民税の納税証明書（原本）	※ 前年度のもの ※ 個人事業者で個人事業税が非課税の場合は、所得税及び住民税の納税証明書 ※ 発行後3か月以内のもの
⑫ 確定申告書（写し）…税務署へ提出したものを一式コピーしてください	※ 確定申告書の3期分 ※ 法人の場合は、各種別表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販

	売費・一般管理費明細、製造原価報告書（製造業の場合）、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書 ※ 個人の場合は、青色申告決算書（貸借対照表を含む） ※ 兼業の場合は、売上金額等の割合が分かる資料 ※ 法人格取得見込みの団体は、全組合員の上記書類
⑬会社概要のわかる書類	※ 会社概要・パンフレット等で経歴記載があるもの ※ 法人格取得見込みの中小企業団体は、全組合員のもの
⑭ＢＣＰ	※ 公社の指定する要件を満たすＢＣＰであること（Ｐ３参照）
⑮受講報告書	※ 「４ 公社の指定するＢＣＰについて」の（２）に該当する場合
⑯導入設備・製品リスト	※ 備蓄品等種類が多く、申請書の設備の欄に書き切れない場合、種類・数の一覧を記入したもの（任意様式）
⑰その他公社が指定する書類	

12 申請

(1) 申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページ

(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/bcp.html>) からダウンロードして作成してください。

(2) 申請受付期間

平成30年12月10日(月)～平成31年1月25日(月)

(3) 申請方法

- ① 下記申請先において申請を受け付けます。
- ② 郵送による申請はできません。申請書及び添付書類を直接持参してください。
- ③ 受付は、全て「予約制」です。申請の際は必ず事前に下記申請先までご連絡ください。
- ④ 受付時間は、平日の9時から16時までです。
- ⑤ 申請手続きは、必ず申請者ご本人が行なってください。代理人による申請は受け付けておりません。

(4) 申請先

東京都千代田区神田佐久間町1-9 秋葉原庁舎

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課

TEL：03-3251-7889

メール：lease@tokyo-kosha.or.jp

13 申請にあたっての注意事項

- (1) この助成金は、同一の事由で交付される国、都道府県、区市町村等からの補助金と重複して受けられません。
- (2) 中小企業団体の場合は、当該団体が共有する設備が助成金交付の対象となります。従って、組合員が取得する設備については、組合員自らが申請してください。
- (3) 申請時において、法人格を取得する見込みの団体は、その団体の代表企業として助成事業を統括し責任を負う者を定めていただき、その方が申請書の作成および申請手続をしてください。
- (4) 提出していただいた書類は理由の如何に関わらず返却できませんのであらかじめ御了承ください。
- (5) 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。
- (6) 助成対象経費の算出にあたっては、十分なご検討をお願いいたします。
- (7) 見積金額や内容が過大とみなされるものについては、申請内容を見直していただきます。
- (8) 申請時又は申請後、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。この場合、公社から提出等の指示があった後、返答がなく1か月を経過した場合は申請取消となる場合があります。
- (9) 助成対象設備等の発注、契約、工事等は、当該助成金の交付決定日以降となります。
- (10) 経費の支払いは金融機関を通じた振込のみとします。普通預金・当座預金からの振込のみとし、手形・小切手・為替・現金、クレジットカード等での支払いは認められません。

14 審査

- (1) 締切日までに申請を受理した案件について、審査会に諮ります。
- (2) 審査会では、申請の内容に基づき、外部委員らによる審査を行います。
- (3) 審査会は非公開です。
- (4) 審査内容等のお問い合わせには一切応じられません。
- (5) 審査は、申請資格、機器等を導入した場合の効果、機器等の導入の必要性、BCPの内容、経営面（決算内容・企業概要）等の観点から総合的に判断いたします。

15 交付決定

- (1) 審査の結果、助成金の交付を決定した者に対し助成金交付決定通知書にて通知します。また、助成対象外となった者にはその旨通知します。
- (2) 助成金申請額と交付決定額が異なる場合があります。
- (3) 交付決定額は、助成金交付の額の上限を示すものです。
- (4) 交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (5) 申請時において、法人格を取得する見込みであった団体については、交付決定までに法人格を取得している必要があります。

16 その他

助成金の交付を受けるには、前記「8 助成事業の流れ」に示したように、機器や工事の発注・設置・代金の支払いまでを交付決定後平成31年6月30日までに完了し、その後2週間以内に公社に完了報告書を提出していただく必要がありますので、余裕をもったスケジュール管理をお願いいたします。

特に耐震診断は建物の規模・構造等によっては非常に時間がかかります。申請前に診断を依頼する建築士等と詳細な打ち合わせをお願いします。

なお、交付決定以後の事務手続については、別途お知らせいたします。

17 よくある質問

Q 1. 従来の発電機でなく、太陽光パネルと蓄電池の組み合わせで非常時の発電を賄うつもりですが対象となりますか？

A 1. 対象になります。ただし通常時に売電に転用できるような発電設備は対象になりませんのでご注意ください。

Q 2. 備蓄品は何日程度用意するべきでしょうか？

A 2. 御社の状況にもよりますが、東京都のガイドラインでは概ね従業員の方が3日間帰宅困難になることを想定しています。

Q 3. 助成金の下限の限度額が30万円とありますが、これは備蓄品等を購入した費用が60万円以上の事業が対象となるということですか？

A 3. その通りです。なおこれらの金額は消費税抜きの金額になりますのでご注意ください。

Q 4. 緊急時に持ち出せるノートパソコン等は対象になりますか？

A 4. 通常業務にも使用できるものは対象になりません。携帯電話等も同様です。

Q 5. 時間がないので交付決定の前に工事業者と契約できますか？

A 5. 交付決定前に契約・発注・設置した器具は助成の対象となりせん。

Q 6. 病院は助成対象になりますか？

A 6. 病院は中小企業に該当しないため対象外です。

Q 7. 東京都の策定支援事業を利用してBCPを策定しましたが、その後のBCP改善のためのコンサルティング費用は助成対象になりますか？

A 7. コンサルティング費用は助成対象となりません。

Q 8. 備蓄品をネット通販で揃えたいのですが助成対象になりますか？

A 8. 完了検査時等に見積書・請求書・納品書・振込を証明する物等が必要です。これらを用意できるのであれば問題ありません。

業種の分類について（総務省 日本標準産業分類より抜粋）

C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業（設備工事業を除く）
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
		410	管理・補助的経済活動を行う事業
		411	映像情報制作・配給業
		412	音声情報制作業
		413	新聞業
		414	出版業
		415	広告制作業
		416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業（信書便事業を除く）
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	繊維・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他的小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業、保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等

		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		690	管理・補助的経済活動を行う事業
		691	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
		692	貸家業、貸間業
		693	駐車場業
		694	不動産管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業※ただし791旅行業はグループA
		80	娯楽業
O	教育、学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉	84	保険衛生
Q	複合サービス事業	85	社会保険
R	サービス業	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		95	その他のサービス業
		96	外国公務

※申請書において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。
提出いただいた会社案内等を参考にして、受付時等に記入した業種の修正をお願いすることがあります。

判定グループ	資本金及び常用従業員数
グループ①	3億円以下又は300人以下
グループ②	1億円以下又は100人以下
グループ③	5,000万円以下又は100人以下
グループ④	5,000万円以下又は50人以下